

## 新型コロナウイルス感染症に伴う町内商工業対策

# 新型コロナウイルス対策商工業者経営支援事業

新型コロナウイルスは、現在も感染が拡大しています。この状況の中、営業を再開するには、お客様が訪れる店舗においてはより一層の感染防止対策が必要になります。3密や感染防止対策を施した営業方法への転換や、ポストコロナに向けた経営発展のための事業に取り組もうとする事業者の皆様を支援するため、新型コロナウイルス対策商工業者経営支援事業を実施します。

**【対象】** 佐用町内に一般消費者が利用する店舗を構える中小企業者及び個人事業主  
※取引先や契約者との打ち合わせなど、特定の者のみの利用の場合は除く。

- ・法人の場合：佐用町内に本社または支店の法人登記がある法人
- ・個人の事業主：令和2年1月1日現在において佐用町内に住民票があり引き続き住民票がある事業主

(注意)・町内の店舗で実施するものに限りです。

- ・国や県などが実施する他の補助金事業と重複して補助を受けることはできません。
- ・同じ事業者が2回以上申請することはできません。
- ・中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定によるものをいいます。

**【対象経費】** 令和2年4月7日以降に発注（契約）、納品、支払した次の経費が対象になります。  
※通常行う施設の改修や機器の更新など、コロナ対策に関連しない事業は対象となりません。

ただし、対象経費が30万円未満の事業は対象となりません。

(30万円未満は兵庫県中小企業再開支援をご活用ください。)

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な経費  
(例) 換気設備（換気扇、エアコン、窓）の導入などの換気対策工事  
飛沫感染防止対策として、パーティションの設置・購入
- (2) ポストコロナに向けた需要喚起及び需要拡大に資する経営発展のための新たな事業に取り組むために必要な経費  
(例) インターネット販売に取り組むためのホームページ作成委託  
テイクアウトサービス、屋外飲食スペースの新設工事

### ■補助対象となる経費

資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事費、委託・外注費、リース料、印刷費  
※消耗品のみの購入やパソコン等の汎用性のあるものは対象外とする。

**【補助金額】** 補助対象経費の税抜金額の1/2 補助上限額150万円  
(補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てる)

**【申請書類】** 次の書類を準備のうえ、事前（発注前）に役場商工観光課へ申請してください。  
※令和2年4月7日から8月24日の間で、すでに着手している場合は別途ご相談ください。

- ① 補助金交付申請書

- ② 事業計画書
- ③ 確定申告書の写し  
直近の確定申告書（1枚目）の写し  
（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）
- ④ 法人登記簿謄本の写し（法人のみ）
- ⑤ 見積書  
見積書は必ず内容が確認できるものを添付してください。
- ⑥ 事業の概要がわかる書類として、下記のもの
  - ・ 資材費、設備・備品購入費、リース料の場合はカタログ
  - ・ 改修・修繕工事の場合は図面
  - ・ 委託・外注費、印刷費の場合は仕様書

**【実績報告】** 事業完了後、下記の書類を役場商工観光課へ提出してください。

- ① 補助事業実績報告書
- ② 領収書の原本（原本は確認後返却します。）
- ③ 写真

**【完了期日】** 令和3年3月31日（水）まで  
ただし、予算額に達し次第終了します。

**【お問い合わせ先】** 佐用町役場商工観光課 電話 0790-82-0670